

シンポジウム「岐路に立つ DV 支援」

報告書

NPO・行政・企業のパートナーシップ

～過去10年を振り返り、今後への提言を行う～



主催 財団法人女性のためのアジア平和国民基金
後援 内閣府・外務省

はじめに

人が生きる権利や社会に参加する権利には、性による違いがあってはなりません。それにもかかわらず、女性の人権に対する社会の認識は依然として低く、武力紛争下での人権侵害、性犯罪、人身売買、セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)、ドメスティック・バイオレンスなど、「女性に対する暴力」は、家庭の内外、地域・国を問わず、世界各地で発生しています。

1995年に開かれた国連の第4回世界女性会議(北京会議)でも、「女性に対する暴力」は、世界的な問題であり、各国政府が取り組まなければならない重大な課題であると位置づけられました。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)は、第二次世界大戦において「慰安婦」とされた方々への道義的責任を果たすとともに、過去のあやまちを二度と繰り返さないという決意のもとに、「女性に対する暴力」の問題など女性の人権侵害に取り組むことを目的として、1995年に政府の決定を受けて設立されました。

アジア女性基金では、10年間にわたり、女性の人権や尊厳の確立と推進のための、啓発、調査・研究、研修などを行ってまいりました。社会の認知を高め、女性の人権を著しく侵害する暴力や虐待などの被害を未然に防止し、女性も男性も平和で自由に生きることのできる社会をめざす事業です。なかでも、DVや虐待といった私たちの身近なところで起きている問題は、最優先課題のひとつとして積極的にとりあげてまいりました。私たちの身近なところで起きている暴力に対する社会の認知を高めることができれば、世界で起きている女性に対する人権侵害へも人々の関心を向けることができると考えるからです。

今年は、戦後60年、国連の第4回世界女性会議から10年目にあたる節目の年です。国際社会では、女性や子どもの人権に対する人々の関心が高まり様々な取り組みが始まっています。

日本でも、女性や子どもの人権について、国民一人ひとりの意識が高まること、多くの人や機関が連携をとって問題の解決にあたっていくこと、そして、政府・地方自治体・民間企業などが、この問題の深刻さを認識し、積極的に関わることを望まれています。

この報告書は、2005年2月に行われたシンポジウム「岐路に立つDV支援」の内容をまとめたものです。この報告書が、女性や子どもの支援にあたる皆様の一助になることを願っております。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
2005年10月

目次

はじめに

シンポジウム「岐路に立つDV支援」	2
大阪会場	7
東京会場	33
展示ブース「行政と企業」「NPOと企業」のタイアップ	
「岡山市」+「(株)両備タクシーセンター」「両備グループタクシー3社」	68
「東京ボランティア・市民活動センター」+「マイクロソフト株式会社」他	75
「WING21」+「マイクロソフト株式会社」	79
「湘南DVサポートセンター」+「コールマンジャパン株式会社」	81
自治体・公共団体コーナー「参加団体一覧」	85
NPO・企業コーナー「参加団体一覧」	87
資料	
シンポジウム資料:海外の取り組み紹介	95
内閣府男女共同参画局「STOP・THE 暴力」	113

この報告書は、2005年2月13日(大阪会場)、2月20日(東京会場)で行われたシンポジウム「岐路に立つDV支援」～NPO・行政・企業のパートナーシップ～をまとめたものです。この報告書は、アジア女性基金のホームページからダウンロードできます。
<http://www.awf.or.jp>

シンポジウム「岐路に立つ DV 支援」

NPO・行政・企業のパートナーシップ

～過去 10 年を振り返り、今後への提言を行う～



支援者の直面している問題

ドメスティック・バイオレンス(=DV)は親密な間柄での暴力を指します。DVは、犯罪です。DVは、女性に対する人権の侵害であるばかりではなく、これからの世代を担う子どもたちにも深刻な影響を及ぼす社会問題です。

わが国では、2001年に「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」(通称「DV防止法」)が施行され、2004年12月には改正法も施行されるにいたりました。社会のDVに対する認知は少しずつ、しかし確実に高まっています。

このように、公の場でこの問題が語られるようになり、人々の認知が高まるにつれ、各地の女性センターや男女共同参画センター、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、保健所、医療機関、民間支援機関などに、多くの女性たちから切実な相談が寄せられるようになってきています。

しかし、支援現場の最前線では、未だ暴力に関する知識やスキルが十分でないとの声も聞かれ、組織全体で支援担当者を支えていく体制が整っているとは言えません。又、関連機関との連携もスムーズにはとりにくい状況にあるとされています。

アジア女性基金のもとには、全国の支援者から、「知識がない！ 財源がない！ マンパワーがない！ 理解を得られない！ 連携がとれない！」といった切実な声が、いまだに聞こえてきます。むしろ、支援の現場は新たな混乱をきたしているかに見えます。これは、いったいどうしたことでしょうか。

支援者が暴力についての認識を欠き、相談窓口を置いている支援機関がこの問題に無関心であったら、被害者は二度とそこへ支援を求めて行くことはないでしょう。そればかりか、相談そのものを諦めたり、再び心に傷を負うことさえあります。被害者の置かれている状況を改善できないばかりか、逆に信頼を失うことにもなりかねないのです。この現状を変え、よりよい支援を提供するためには、支援者や相談窓口を置いている支援機関が努力するとともに、支援者が直面している問題にも目を向けそれを改善していく必要があると考えます。

DVのような複雑多岐にわたる社会問題は、当事者や支援者の努力に帰するのではなく、NPO、企業、国、地方自治体、公的機関、さまざまな組織が積極的に関わらなければ変革を図ることが難しい問題です。いま求められているのは、それぞれの組織が、それぞれの持ち味を活かしながら連携していく仕組みづくり、利害で結ばれた関係ではない、問題をきちんと理解し、被害を受けた当事者のことを第一に考えた協力体制ではないでしょうか。今回のシンポジウムでは、“NPO、行政、企業のパートナーシップ”について、様々な視点から考えてみたいと思います。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
渡邊千尋

* 2001(平成13)年4月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布され、2002(平成14)年4月1日から施行された。2004年6月に改正。同年12月から施行されている。



同時に「DV 支援者のための交流スペース」開催

DV シンポジウムの会場に、DV 支援にかかわるボランティア・NPO・自治体・公的機関・企業など、DV 支援にかかわるさまざまな立場の人たちが自由に交流し、情報収集・交換できるスペース「DV 支援のための交流スペース」を設けました。

支援者からは、「全国各地の NPO や自治体の特色ある資料を収集することができたし、私たちの活動を多くの人にアピールできた」「参考になる活動がたくさんあつたし、いろいろな人と話しができて楽しかった。これから連絡を取り合っていきたい」「同じ目的をもった人たちが活動があることを知って、心強く感じた」という声を、また、被害を受けた女性からは、「こんなに多くの人たちが一生懸命になって支援してくださっているのを知って孤立感が薄らぎました」という声をいただきました。ご協力くださった全国の NPO、自治体の皆様、ありがとうございました。ここでできた輪が、大きな広がりになることを期待しています。

【地方自治体・公共団体コーナー】

全国の地方自治体・公共団体が作成している DV 関連の資料を一堂に集めました。

【NPO・企業コーナー】

全国の NPO、海外の企業などが作成している DV 関連のポスター、リーフレット、パンフレット、チラシを展示・配布しました。

【展示ブース】

海外では、スポンサーの協力を得ながら DV 支援をしている NPO が数多くあります。日本でも、企と協力し、DV 支援にあたる NPO や自治体・公的機関が増えてきました。社員を教育し、ボランティアを募って NPO を支えている企業もあります。企業とタイアップし、面白い試みを始めたプログラムについては展示ブースを設置しご紹介しました(p.67～83 参照)。

「岡山市」+「(株)両備タクシーセンター」「両備グループタクシー 3 社」

岡山市からの連絡により、両備タクシーセンター・両備グループタクシー 3 社が DV 被害者を一時保護施設へ送り届ける。

「東京ボランティア・市民活動センター」+「マイクロソフト株式会社」他

「WING21」+「マイクロソフト株式会社」他

機器を無償提供するパソコンメーカー、会場の机や椅子を提供する製薬会社など、多くの企業が協力し、DV 被害者の就労支援、IT 講習会を開催。

「湘南 DV サポートセンター」+「コールマンジャパン株式会社」

DV、虐待を受けた子どもたちを対象にしたキャンプや野外活動プログラムへ、コールマンジャパンがアウトドア用品を提供する。

【開催日時・会場・出席者】

大阪会場

日時:2005年2月13日(日)16:30~19:30

会場:毎日新聞オーバルホール 大阪市北区梅田 3-4-5

16:30~16:35 ご挨拶 伊勢桃代(アジア女性基金専務理事・事務局長)

16:35~17:00 基調講演 「DV防止法の改正について」

坂東真理子(昭和女子大学女性文化研究所長)

17:00~18:50 パネルディスカッション

パネリスト:坂東真理子(昭和女子大学女性文化研究所長)

田上時子(NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西理事長)

檀本真幸(愛媛大学医療福祉支援センター副センター長)

平井伸治(鳥取県副知事)

コーディネーター:有馬真喜子(アジア女性基金理事)

18:50~19:30 意見交換

東京会場

日時:2005年2月20日(日)13:30~16:30

会場:スクワール麹町 東京都千代田区麹町 6 - 6

13:30~13:35 ご挨拶 有馬真喜子(アジア女性基金理事)

13:35~14:00 基調講演 「DV防止法の改正について」

神本美恵子(参議院議員)

14:00~15:50 パネルディスカッション

パネリスト:神本美恵子(参議院議員)

鮎川葉子(シーズ=市民活動を支える制度をつくる会スタッフ)

檀本真幸(愛媛大学医療福祉支援センター副センター長)

片山善博(鳥取県知事)

コーディネーター:有馬真喜子(アジア女性基金理事)

15:50~16:30 意見交換

【プロフィール】

基調講演

- 坂東眞理子（昭和女子大学女性文化研究所長）
- 神本美恵子（参議院議員）

パネリスト

- 田上時子（NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西理事長）
企業、NPO、公共機関、地方自治体に関わるなかで感じることを、特に、NPOの立場から発言する。DVの被害を受けた女性を支援していくためには、子どもの問題を切り離しては考えられない。子どもを守る という視点に立って、「NPO、行政、企業の連携とは？」「NPOの役割と使命とは？」を考えてみたい。
- 鮎川葉子（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会スタッフ）
年々複雑化する今日の社会問題解決には、多様な目的の元に動くいろいろな組織が、それぞれの特性を活かしつつ協働することが不可欠である。NPO(非営利民間団体)活動支援の立場から、DV 問題解決にかかわろうとする行政・企業・NPO の連携の可能性と課題を、取り組み事例を紹介しつつ提案する。
- 櫃本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）
2004年2月5日、愛媛大学の協力のもとアジア女性基金主催の「保健・医療現場におけるDVの早期発見と他機関への連携」セミナーが開催された。このセミナーがきっかけで、当事者を核とした愛媛における連携が始まった。この経験をふまえ、ヘルスプロモーションを応用した地域におけるDV支援の環境整備の重要性を訴える。
- 片山善博（鳥取県知事）
- 平井伸治（鳥取県副知事）
改正DV防止法が2004年12月2日に施行された。DV防止法改正に伴い、各都道府県に具体的なDV被害者への支援策として「基本計画」の策定が義務付けられた。鳥取県は、全国に先駆けて計画案を9月に公表。一般から意見を集め、法施行と同時に正式に計画を発表した。地方分権の時代、現場重視を標榜し、当事者や支援者の声を反映させた地方行政を提案する。

コーディネーター

- 有馬真喜子（アジア女性基金理事、前国連婦人の地位委員会日本代表）



大阪会場

大阪会場の様子



伊勢桃代（アジア女性基金専務理事・事務局長）

本日は多くの支援者の方にご参会いただき、本当にありがとうございます。

人が生きる権利や社会に参加する権利に、性による違いがあってはなりません。それにもかかわらず女性の人権に対する社会の認識は依然として低く、武力紛争下での人権侵害、性犯罪、人身売買、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、「女性に対する暴力」は家庭の内外、地域・国を問わず、世界各地で発生しております。

身近なところでは、東京都内で電車内の痴漢が増え続けているという報告です。警視庁生活安全総務課によると、昨年の都迷惑防止条例違反の検挙件数は、より悪質な強制わいせつの認知件数などが過去最多を記録しており、その被害者の約6割が女子高校生だというのが現実です。私たちはこれまで社会に向かって「女性に対する暴力」について提言してきましたが、このような実態に驚きを感じ、より一層この問題について考えなければならないと強く思っております。

1995年に開かれた国連の第4回世界女性会議（北京会議）では、「女性に対する暴力」は世界的な問題であり、各国政府が取り組まなければならない重大な課題であると位置づけられました。同じ年にアジア女性基金は設立され、第二次世界大戦において「慰安婦」とされた方々への道義的責任を果たすこと、そして「女性に対する暴力」の問題など女性の人権侵害に取り組み込むことを目的とし、過去の過ちを二度と繰り返さないという決意のもと、政府と国民が共に活動してきました。

設立以来10年間にわたり、女性の人権や尊厳の確立と推進のための啓発、調査・研究、研修などを行ってまいりました。社会の認知を高め、女性の人権を著しく侵害する暴力や虐待などの被害を未然に防止し、女性も男性も平和で自由に生きることができる社会を目指す事業です。中でもDVや虐待という身近なところで起きている問題は、最優先課題の一つとして積極的に取り上げてきました。暴力はなくなっていますが、10年間の活動でいろいろな進歩がありました。

まず、10年前にこの事業を始めたときは「家庭内暴力は家庭内、そして個人の問題である」という意識が非常に高かったと思います。しかしいまは「みんなで協力しなければ解決できない社会的な問題である」という自覚が確立されてきたようです。また犯罪、DV防止法、そしてさらにそれを改正した法律が確立されました。このようなシンポジウムや研修に男性の参加が非常に増えてきたということや、行政の方々の参加が増えてきたということも、本当に積極的なよい変化です。DV問題は日々の生活の問題であり、次世代に関連する問題です。今後も、多様な人々が参加し解決すべき問題だと思えます。

今年は戦後60年、国連の第4回世界女性会議から10年目に当たる節目の年です。国際社会では、女性や子どもの人権に対する人々の関心が高まり、さまざまな取り組みが始まっています。日本でも女性や子どもの人権について、国民一人ひとりの意識が高まること、多くの人や機関が連携をとってこの問題の解決にあたること、そして政府・地方自治体・民間企業などがこの問題の深刻さを認識し、積極的にかかわることが強く望まれています。

このたびのシンポジウムが、支援をしておられる方々、NPO、NGOの方々の大変な努力と行政と結びつき、みんなが一緒になって活動を続けられるきっかけになればと思います。

基調講演

「DV防止法の改正について」

坂東眞理子（昭和女子大学女性文化研究所長）

私は現在、内閣府を卒業して昭和女子大にありますが、昔は埼玉県の副知事や現内閣府の男女共同参画局長として行政にかかわっておりましたので、「配偶者暴力防止法」と今回の改正についてご説明させていただきます。現場で被害者を支援している方からは「法律は十分に応えていないのではないか。私たちの想いをどれだけ受けとめているのか」というご不満がたくさん出てくることを覚悟の上で、どのような意図、パワーバランスのなかで法律ができ、改正され、行政はどう進めているかということをお話します。

〔社会におけるDVの認知を高めた〕

「配偶者暴力防止法」という法律ができたということには、非常に大きな意味合いがあります。それは、これまで存在していたにも関わらず社会が認知していなかった「家庭のなかの暴力」というものを、法律という形によって人々に認識させたからです。姿の見える形にしたということです。本当に恥ずかしい話ですが、20年以上前、私がアメリカやカナダにいた頃、配偶者暴力で亡くなる方やけがをする方の話題になったことがありました。日本の状況を聞かれたときに、「日本は銃も規制されているし、そんなひどい暴力はないと思います。むしろ子どもが親を金属バットで殴り殺したりするほうが問題です」などと答えていました。たくさん存在していたにもかかわらず、私が認識していなかったということです。

ハーバード大学客員研究員として、この問題について話をする機会がありました。実はアメリカには「配偶者暴力防止法」がありません。州やカウntyあたりで熱心なところはありますが、国としては全然タッチしておらず、ましてや補助金などは出していないということでした。日本は法律を作っただけでも大変立派だと評価されましたが、問題は中身です。

〔配偶者暴力の特殊性〕

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する法律」は、参議院の共生社会調査会で2年間にわたり議論し、その調査会提案の議員立法という形で平成13年4月に成立しました。

「閣法」（閣議決定をして行政サイドが提案すること）という政府提案によってできた法律ではありません。この法律をつくるにあたり一番大変だったのは、既にある刑法との調整です。あらゆる暴力は、傷害罪、殺人罪などの刑法によって裁かれるはずですが、それなのに、なぜ配偶者に関してだけ、特別に新たな法律が必要なのかということが議論になりました。

夫が家計を担っており、妻に対して一種の支配権を持っているという、夫婦間の構造的な立場の差が、配偶者暴力を表面化しにくくさせ、被害者が我慢を強いられる原因の一端です。こうした配偶者暴力の特殊性をかんがみると、新たな相談機能や支援機能が必要となります。「配偶者暴力防止法」の特徴は、傷害罪の規定ではなく、被害を受けている人たちを支援し、また犯罪や刑事事件に至らないよう保護をする規定にあります。そして保護命令への違反に対し

100 万円以下の罰金や、懲役 1 年以下の刑罰を科すことが法律として最も画期的な反面、認知を得るのが困難な部分でした。

〔行政の取り組み〕

内閣府は特に「配偶者暴力防止法」についての周知・広報、関係者に対する研修を行ってきました。厚生労働省は、配偶者暴力相談支援センター（p.128 参照）が各都道府県すべてに設置されている婦人相談所に、「配偶者暴力防止法」の機能をつけ加えることで発生する、センターの維持、責任、婦人相談所の人件費負担、あるいは研修などに取り組むことになりました。

警察も、研修の機会を設け、「配偶者暴力防止法」についての情報を流すように努めています。警察の対応は予想以上に進んでいると思います。また、裁判所から保護命令が発出するまでの期間が、数ヶ月かかるかもしれないと危惧していましたが、最初は 10 日以内で発出されました。いまは少しずつ長くなっていますが、12 日程度で保護命令が発出されています。「配偶者暴力防止法」ができ、各省庁は誠実にその施行のために取り組んでいると言えるのではないかと思います。

いま現在、配偶者暴力相談支援センターが全国で 120 カ所あります。婦人相談所のほかに、北海道などではその広さゆえ、健康福祉センターや昔の社会福祉事務所などにも相談支援センターの機能を付与しています。このように、複数の相談支援センターが置かれている都道府県もたくさん出てきております。

内閣府ではそのほかに、パンフレットやビデオを作成し、認知を促す活動をしております。法律改正に準じた内容の「根絶、夫からの暴力」という 30 分のビデオが出ております。また、暴力防止のシンボルマークを作成しました。

〔法成立の経緯〕

1993 年の世界人権会議で人権に関する認識が非常に高まり、差別撤廃委員会でも「Women's rights are human rights」というスローガンが叫ばれました。このスローガンが北京会議や 2000 年の特別総会でも大きく強調されるようになって、世界全体が認識を高めてきました。そしてそれを受けて、日本での配偶者暴力に対する認識の深まりのなか、「配偶者暴力防止法」が成立したのです。

「配偶者暴力防止法」は 3 年後の見直しを前提に、平成 13 年の 4 月に公布され、10 月に施行されました。当初は、3 年間施行後の平成 16 年 10 月に改正のはずでしたが、同年 5 月に成立し 6 月 2 日に公布、12 月 2 日に改正法施行となりました。これは、改正予定の 16 年 10 月前の 7 月に参議院選挙があったため、選挙前に法律制定にかかわっていた人たちの声を反映させて改正したいという思いがあったようです。

まず、男女共同参画会議のなかに置かれている、「女性に対する暴力」に関する専門調査会で、現行の「配偶者暴力防止法」の問題や不十分なところを議論していただきました。

〔改正の大きなポイント〕

保護命令の対象拡大

NPO あるいは現場の方たちの意見を反映して、専門家の方々が強調したものの一つは、「配偶者の定義」です。いま現在、事実婚も含む正式な婚姻関係にある人が配偶者として定義されて

います。配偶者だけではなく、離婚した夫、同棲していた恋人、あるいは普通の恋人や親しい間柄での暴力が多いので、そこまで配偶者の範囲を拡大できないかというご意見がありました。最終的に、元配偶者まで定義の拡大ができましたが、親しい恋人まではできませんでした。法律上の定義はグレーゾーンを作らないようにしなければならないし、外縁をはっきりさせなければ線引きが難しくなるため、明確に定義できる配偶者、元配偶者までになったわけです。元恋人や、親しく付き合っていたボーイフレンドなどについては、ストーカー防止法で援用できるのではないかというのがもうひとつの理由です。

現在の保護命令の対象は、身体に対する暴力ですが、物理的な暴力だけではなく、精神的な暴力、言葉の暴力、あるいは嫌がらせや無言・無視など、様々な形の暴力にまで拡大できないのかというご意見が強かったのです。それについては、結果的に身体的暴力に限るということになってしまいました。精神的な暴力などは主観によるものが多く、明確に定義することが難しいということです。自分は言葉でひどく虐待されたとか、ひどいことを言われたということまで広げることはできませんでしたが、心身に有害な影響が現れれば暴力とされました。暴力の定義について、現場の方たちには非常に不満があり、もっと広げられなかったのかと強く言われております。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターにかかわる改正としては、改正前に決めた、都道府県が婦人相談所その他の支援施設において、支援センターの機能を果たすというのに加え、市町村自らが設置する施設においても、支援センターの機能を果たせるようにしました。現実のサポート支援行政は、市町村が所管していることが多いので、現場により近い市町村が支援センターの機能を果たすことができるということです。ただし、「すべての市町村が果たさなければならない」と義務付ける法律ではないということに不満を持たれている方もいます。市町村は、規模も大きく有力な専門家が揃っているところもあれば、非常に少ない人口のところもあり、この大きな格差が義務づけできなかった理由です。

被害者の自立支援

配偶者暴力相談支援センターで、自立支援のための情報提供、助言、関係機関との連携調整も行うことになりました。平成 13 年に相談支援センター機能が動き始めた時は、認知度も低く、どの程度相談が寄せられるか分からなかったのですが、月に全国で約 3,000 件、その後、認知度が高まるに従って 4,000 件ほどの相談が寄せられるようになりました。この状況に対して、「男女共同参画を進めると、家庭内暴力が増える」と言う人がいますが、そうではありません。

実際の話ですが、夫が暴力を振るう原因は、妻である自分が、夫を上手にコントロールしていないからだと思ひ込んだり、あるいは、夫が暴力を振るう人間だと世間に知られてしまうと子どもの将来にマイナスになるのではないかなど、いろいろな心配から表ざたにできない人たちが大勢いるのです。しかし、相談支援センターが出来てから、プライバシーが守られるなどの認識が深まり声をあげる人が多くなってきました。それが、相談者の数がふえてきている背景ではないかと思います。また、相談もとても大事ですが、今後は相談後の自立支援も、関係機関と連携し進めていかなければならないと思っています。

民間団体との連携

配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たり、必要に応じて民間団体との連携に努めるとあります。これは大変抽象的な言い方で、一番必要なのは民間団体に対する補助金ではないかと強く主張される方もいます。現在、DV 関係にとどまらず、一般的に民間団体、特に NPO などの運営費にかかわる補助は大変出しにくい状況です。むしろ、民間シェルターに支援センターが業務委託をし、その業務委託に対して対価を払うということが十分考えられますが、それは個々の自治体、個々の支援センターの対応に任されています。

「配偶者暴力防止法」ができる上で大きな役割を果たしたのは、民間のシェルターです。しかし、法律ができたことで公立の暴力相談支援センターに被害を受けた人が助けを求めるようになり、先駆的な役割を果たした民間シェルターにはお金も来なくなり、運営に大変苦勞をすることになりました。これを何とかしてくれないかというお話はたくさんありました。そのなかには、委託を受けることで、自治体からの補助が打ち切られるのではないかという心配も寄せられました。こうしたお金は、交付税の積算のなかに加えてもらうよう法務省や自治省にお願いし、民間団体に対する補助が継続するように努めましたが、まだ十分ではありません。

子どもの保護

法律改正の上でもう一つ大きな声がありました。それは、保護命令の対象を被害者と同居している未成年の子どもにまで拡大して欲しいということです。いままでは、保護命令の対象は配偶者だけだったのですが、対象は拡大されました。また、6 カ月間の接近禁止命令後にもまだ暴力を振るう可能性がある場合には、再度の申し立てを書面だけでできると決められました。退去命令も 2 週間だったのが 2 カ月間に延長され、これも再度の申し立てが可能になりました。

〔今後の課題〕

しかし、配偶者暴力を防止する一番根っこである「加害者（暴力を振るう配偶者）を更正させる」ための議論がまだ煮詰っていません。民間では、加害者が自主的に集まって研修をするという活動をしているところもあります。しかし、これを義務づけることができるのか、保護命令を発出されたときの加害者に強制的に研修を受けさせてはどうか、広く一般的な心得としてできるだけ多くの男性たちに配偶者暴力は犯罪ですと教えるような研修がいいのか、それとも本当に暴力を振るって保護命令を受けている危険度の高い人を対象にして矯正する方向が良いのかなど、現在、内閣府が研究を行っているというのが実情です。アメリカなどの事例でも、いろいろなプログラムで再犯率が 4 割減るなどの実績を上げているようです。暴力を振るう原因が複合的な要因によるだけに、それを防止するための教育研修も単純にはいかないだろうと思いますが、これは非常に大きな課題です。

また、さらに大きな課題は、被害を受けた女性だけではなく、女性たち全般が、社会的にまだ十分自立できていない現状をどうするかという問題です。再就職をしても、35 歳を過ぎると 4 分の 3 が非正規就業者です。パートの時間給が 893 円というような、すべての女性たちの自立が困難な社会にあって、この配偶者暴力をなくすことを考えなければならないと考えています。簡単ではありますが、改正法と今後の課題について話をさせていただきました。

パネルディスカッション

田上時子（NPO 法人「女性と子どものエンパワメント関西」理事長）

私は NPO 法人「女性と子どものエンパワメント関西」理事長であり、有限会社ビデオドック代表、そして大阪府立女性総合センターに 14 年ほどかかわっております。今日の「NPO・行政・企業のパートナーシップ」というのは、本当に難儀なテーマだと思っています。DV について、制度は行政がつくるし、補助は企業がしてくれますが、実際に携わっている方々は NPO のほうが多いと思いますので、今日は NPO の立場でお話したいと思います。

私は 1988 年まで、カナダで約 8 年間ジャーナリストとしてテレビ局にいました。その時に、子どもの虐待、DV、セクシャルハラスメントなど、あらゆる種類の女性や子どもに対する暴力という問題を見て、聞いて、取材して、勉強してきました。

1988 年に日本に帰国したときには、児童虐待防止法も DV 防止法もなく、世間でもあまり問題にされていませんでしたが、カナダで起きていることが日本にないわけがない、単に沈黙が破られていないだけではないかという予感がありました。そして、テレビや新聞を注意してみているうちに、日本には 4 つのことが欠けていると感じました。

1 つ目は、非常に人権意識が希薄だということ。

カナダは人権や福祉の先進国です。ところが、日本ではメディアでも人権という言葉がほとんど使われておらず、人権というのは本当に弱い人にとっての権利であり、普通の一般の人が持つものとは捉えられていませんでした。

2 つ目は当事者の視点が希薄だということです。

事件があったとき、メディアの報道に被害当事者の視点がなく、女性問題も男性の視点で見ている。ですから、被害者の視点がぼやけてきます。被害者の声が反映されていないと感じました。

3 つ目は、ジェンダーの問題という視点が欠けています。

日本は育児・家事・介護の 90% は女性が担っている国です。いろいろな事件を見ても、圧倒的に女性が暴力の被害者に、男性が加害者になる確率が高いのです。もちろん、男性全員が暴力の加害者に、女性全員が暴力の被害者になるわけでもありませんが、しかし、圧倒的に男性が加害者になることが多いでしょう。いまは、男女共同参画という言葉を使いますが、少し前まではジェンダーという言葉を使いました。その前はフェミニズム、その前は女性問題というように、言葉もどんどん変わっていますが同じことです。暴力はジェンダーの問題です。

4 つ目は、まだまだ日本は女性と子どもがセットだということです。

女性の人権と関わるには、子どものことは欠かせないと思っています。DV も子どもの問題が非常に大きいですね。

この 4 つの欠けている部分を日本でやろうとすると、NPO しかありません。そして、早い時期に 2 つのことを学びました。

1 つ目は、組織が必要だということです。NPO でやっていくには高い専門性が必要です。DV ひとつとっても、いくつもの専門的スキルが必要です。この専門性を担保にして継続するには、人を養成していかなければなりません。そうすると、やはり個人ではなくて、組織をつくらなくてはなりません。

2 つ目は、法人格を取るということです。

NPO の法人格が取れたのは、私が帰国してから 10 年後でした。ですから、最初は有限会社を設立しました。専門性を育成する組織と、法人格を持った組織にしようと思ったのです。個人は源泉徴収を取られますが、法人格ならば法人税を払います。そして行政は、法人格を取っているとこのほうがより近いのです。最初は有限会社でしたが、NPO の法人格が取れるようになってからは NPO にしました。

日本の NPO の現状は、すこぶる貧困です。例えばカナダでは、行政より前に NPO があります。大学生の 65% は、卒業後 NPO に就職します。そして、NPO で実績をつかみ、スキルを持って、企業や公務員に転職します。日本の NPO にはまず資金、お金がありません。それから人材、リソース、社会資源、広報、すべてにおいて歴史が浅く未成熟です。では、その課題をどう乗り越えていけばよいのでしょうか。

まず資金です。例えば私が理事を務める「女性と子どものエンパワメント関西」という NPO は、年間の収支が約 3,000 万円規模ですが、正会員や賛助会員などからの収入は全体の収入の 7% ぐらいです。アメリカやカナダでしたら、寄附金も含めて 20~30% はあるのですが、ここまではありません。ですから、NPO では事業委託をどんどん進めて組織を動かしています。しかし、いまの日本では事務のための人件費がつかない事業委託がほとんどです。これでは、事業を広げれば広げるほど自助努力をしなければいけないという矛盾が起きます。それから NPO の高齢化です。現在は 50 代~60 代が中心ですので、いかに次世代の育成をしていくかという課題もあります。

檀本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

まず最初にお断りしておかないといけないのは、私は決して DV 対策の先進地から来たわけではないということです。いまは大学病院にありますが、それ以前は保健所長を 10 年ほど、そして県の課長を 10 年ほどしておりました。児童虐待については国の研究班に加わっていますが、DV の専門家ではございません。現在、2 つの NPO にかかわっているのですが、病院で働いているよりも NPO で活動している方が「ああ、生きているな」という実感が持てます。不思議な感覚だと思っています。また、「健やか親子 21」という検討会のメンバーをしておりまして、こういった立場から少しお話できることがあるかと思えます。

日本は、長い間、行政や専門家主導という方法でかなりの成果を上げてきました。住民自治だとか住民主役という言葉を使いながらも、実は専門家主導で来てしまったのです。しかし問題が複雑化し、同時に経済不況という問題も噴出し、これまでとは違った新しい解決方法を模索しなくてはならない時代に入ってきました。以前は法律をつくったら国が実行していたのですが、いまは、三位一体の改革によって各自治体を実施するようになってきました。これからは、国から地方に流れが変わります。地域そして住民が変わらないと、何も変わらなくなってきたというのがいまの時代だろうと思います。

こうしたなかで最近、「自己責任」という言葉が強調されつつあります。これまでは、だれもが40歳を過ぎると、脳卒中や心臓病に近づくのだからと、国をあげて「成人病対策」をしなければとっていた時代でしたが、これからは、「太っているあんたが悪い、たばこを吸っているあんたが悪い」という「自己責任」の時代に入っていきます。国や地方自治体が個人を守るのではなく、それぞれが責任を持ちなさいということです。

日本人は人権意識が非常に薄く、ずっと外の力に守られてきたので、三位一体の改革と言われていきなり「自己責任」を突きつけられても非常にきついと思います。しかし、確実に時代は変わってきています。行政が変わり、地方の判断力が必要とされ、地域や住民が主体に変化するなかで、DVの分野においても、当事者を主体にした支援が重要になるだろうと思います。

例えば、健康という問題を考えてみましょう。いままでは、専門家が患者さんを健康に「してあげる」という発想が非常に強かったのです。だから専門家や行政が住民の健康・不健康を判定してきました。しかし、よく考えてみると、健康というのは自分自身が感じることです。楽しく快適な生活ができるように、自分自身が主役になって考えていくことを、どう支援するのが専門家や行政の役割です。これをDVに表現を変えると、被害を受けた女性がDVという問題をどう受けとめ、これからの自分の人生をよりよく過ごしていくためにどう行動するのが大切なことです。それを支援することが支援者の役割になってくると思います。

つまり、支援者が「してあげる」という発想のままでは何も変わらないということです。被害を受けたその人にとっての、よりよい生活が何なのか、それを実現するためにはどうしたらよいかを考え、内なる力をどう引き出していくかが支援者に求められていることだと思います。

そのとき、被害を受けた人が望む方向を共有していくというかわり方が重要になってきます。だれでも簡単に自分の望む方向が言えれば、専門家は要りません。何を目指しているのかわからない、何が自分にとって一番大事なのかわからないために、多くの方は悩んでいます。それを一緒に見つけて、一緒に動いていくことこそが支援だと思います。

医療の立場にいと、しょっちゅうDV問題と出会います。しかし医療側は「してあげる」サービスですから、治療すればいいわけで、DVに気づいてもそれにかかわりたくないというのが本音です。しかし、一部の医療機関では、これではいけない、何とかしなくてはと思いましたが、もし医療機関が、子育てを支援したり患者さんの心の声をきちんと聞くことができれば、そして、患者さん、住民の皆さん、当事者の皆さんと、そこにかかわる人たちが、“目的”や“方向”を共有することができれば、本当に大きな変化があらわれると思います。

情報の共有化という言葉はよく使われますが、もっとも大切なのは、目的の共有化ということです。そこにはQOL (Quality of Life) というキーワードも入ってきています。

私の勤務している医療福祉支援センターというのは、いろいろな相談を聴くところですが、一方で外来からDVの問題についても、ちょっと相談に乗ってくれと来られるわけです。ところが、いまの私には、それに対応する十分なネットワークがありません。それなりのところには紹介できますが、その人が内なる力を引き出せるような力を、実は持っていないということが私の力不足であり、ネットワーク不足、日ごろの情報不足です。この部分について、行政にすごく期待しています。行政がマネジメントをしてくれたら、我々もやれるのではないかと思います。

平井伸治（鳥取県副知事）

私たちは正直に言って、全国で最先端を走っているとはあまり思っていないのです。当たり前のことを始めて、気がついたらトップランナーだと周りから言われるようになったのです。足を一步、二歩、三歩と少しずつ進めてきたというような状況です。

鳥取県は昔から人がやってくる場所だったのでしょうか。鳥取県の西部のほうに行きますと米子という町がありまして、「逃げよや逃げよやと米子に逃げて、逃げた米子で花が咲く」こんな言葉があります。「人が逃げてきて、それを温かく包み込んで、そこで花が開く。そのような土地柄だ」というように、昔から私たちは言いならわしています。

このDVの問題もそういうところがあり、平成16年には、大阪のほうから来られた方も多く、昨年度には北海道の方が多く逃げて来られました。近隣の県の方は、近い場所には逃げられませんが、遠方のいろいろな場所から来られています。

子どもがDVの問題に本格的に取り組み始めたのは平成14年度からですが、昨年度131人の方を保護し、462件のDV関係の相談がありました。本格的に対策を始める前の平成13年度と比較すると、わずか2年間で相談件数は3倍になり、保護した方は5倍近くになるほど急速に拡大しています。恐らく、県としてDV問題を正面切って取り上げるようになったので、潜在化していた問題が顕在化したというケースもあるでしょう。また、子どものシェルターの評判を聞いて来られる方も増えているのだと思います。

鳥取県がDV問題に本格的にかかわろうと思ったのは、DVのシェルターの方から議会で問題提起されたからです。「私たちは資金の問題やスタッフの技術などの悩みがあるが、とにかくやらなければいけないからいまやっている。しかしこの活動が永続的に続くかどうかはわからない。だから行政に支援してもらったり、協力し合うことはできないものだろうか」ということでした。それを受けて、片山県知事が現場へ行き、現場の方々と意見交換などを行いました。

打ち明け話をしますと、私もDVのシェルターがどのようなものか分からなかったので、シェルターにお願いし、1日ボランティアとして引っ越しの軽トラックにこたつを積んだり、家財道具を積んだりというお手伝いをさせていただき、実際どういうところに入所されるのか、その生活の実態はどうかということを見せていただきました。その時、一緒に行った担当課長と私は、「ここで見たことは決して口外しない」とか、「どんな損害があっても文句は言わない」という内容の誓約書を書きました。こうやってシェルターの現場へ行ったり、当事者や支援者のお話を聞くといろいろわかってくるのですね。

先ほど、アジア女性基金が行った「『援助者育成のためのワークショップ』アンケート調査分析報告書」を見せていただきましたが、この報告書に出ていた問題意識と同じことを感じました。ですから、逃げ込んできた方が当座の生活をするために医療費が必要な場合には行政が支援をしましょう。あるいは、逃げ込んでくるシェルターも大変物騒になりますから、例えば、警備費用も行政が支援しましょうというように、財政的な支援で非常に困っているところから順番に声を聞いて年々対策を打っていったのです。

もう一つは、ネットワーク作りです。裁判所や警察、児童相談所や女性の相談所、そのほかに市町村の窓口など、かかわるべき人たちは多いのですが、それらの機関がシェルターなどと連携を組んで一つひとつのケースを話し合いながら解決していくような機運をつくらなければ、電話一本で動けるようにはなりません。ですから、ケースを具体的に見ながら話し合うよ

うな連絡会議を持ったり、人的なネットワークづくりも財政支援と同時に行ってきました。

年々、やればやるほど取り組まなければならない課題が見えてきます。例えば、いま私たちが気になっているのは、加害者の問題です。加害者にも、精神的なケアが必要なことがあります。加害者を封じ込めるとか、立ち直ってもらうということもあわせてやっていかないと、最終的な根絶に至らないのではないかという問題意識を持っていますので、来年度はまず加害者向けの相談窓口をつくったり、男性側のサポートをするメンズサポートの方々のお話なども聞いて、県として何ができるのか少し考えてみたいし、そのための経費を持とうとしています。

2つ目は、連れてくる家族の問題です。

例えば、お子さんを連れて逃げた人が自立しなければならないとき、そのときだけでも、せめて子どもの面倒をだれかが見てあげることが必要です。就職相談に行くような場合の託児の費用なども、見えてきた新しい課題として、来年度の予算で措置をすることにいたしました。

3つ目には、私どもが一生懸命やればやるほど、他の地域から鳥取県に被害者が逃げて来られるという悩みも抱えています。私たちだけが頑張ってもだめなんです。周りの県を仲間に引きずり込まなければならないという強迫観念にとらわれまして、先般、中国知事会議で「鳥取県はこういうことをやっています。皆さんもやってください」と提案しました。これに応じて、よその県も一歩一歩目を見開こうという動きが出てきているようです。

正直言って、DV という問題は一番小さな鳥取県がこんなに必死になってやる問題ではなく、国全体が最低限のこととして取り組む機運づくりが必要ではないかと思っています。全国知事会にも、国にも、当然申し上げております。12月にDV法も改正されたところですから、全国的に大きなキャンペーンや、マスコミも巻き込んだ動機づけがいまこそ求められているのではないかと思います。鳥取県がシェルターの方々と共有している問題意識を、もっと広く全国の人に知ってもらうことが大切です。私どもはDV法改正日の12月2日に、「配偶者等からの暴力防止法及び被害者支援計画」を作成しました。このなかには、いま鳥取県で取り組んでいることや、気がついていることなども盛り込まれていて、今後の課題として書いてあります。ホームページにも掲載していますから、ぜひ多くの方に見ていただき、鳥取モデルを一つの例として全国に広めていただきたいと思います。

坂東真理子（昭和女子大学女性文化研究所長）

お話を聞いていますと、「加害者の問題」と「支援者をいかに支援するのか」という大きな課題が残っていて、「配偶者暴力防止法」の再改正が必要だと思っています。

NPO に対する支援と同時に、NPO で活動していらっしゃる支援者の方たち一人ひとりのパワーアップをどうしていくのか、また、行政のなかでも、支援の現場にいる人たちにもっと専門性や情報を持ってもらわなければならないし、処遇をきちんとしなければならないと、本当に課題はたくさん残っていると思います。しかし、恐らく行政側は財政的に大変厳しいので、補助金をもっと出して欲しいだとか、フルタイムが正職員にして欲しいという期待にこたえるのは難しいだろうと思います。

もう一つの可能性を探るならば、企業がどういう形で社会的な課題、人権の問題にかかわってくるのかということです。これも残された課題、宿題だと思っています。

田上時子（NPO 法人「女性と子どものエンパワメント関西」理事長）

先ほど、副知事が「シェルターは逃げて隠れてという場所だ」と言われましたが、それが被害者の視点がないということなのです。DV 被害者の方はシェルターに逃げて隠れたくて行っているわけではなく、そこしかないから行っているのです。この視点が、行政とコミュニケーションするときに非常に困難なところですよ。どうしても上から下を見るような見方になる。ここが非常にポイントで、その辺のスキルはこれからだと皆さんも感じてきているのではないかと思います。

私も“山はいずれ動く”と実感しています。「NPO が中心にならなくてはいけない世の中になる」というとおかしいですが、行政も本当にお金を持っていませんので、市民のニーズが高まれば高まるほど、官から民にという思想と、中央から地方にというこの2つの思想が社会に広がるのではないかと思います。もう一つは、行政にお金がないので、NPO が必要になるということです。皆さんも、DV 支援に対しての市民のニーズが高まり、お金はないけれども何とかなくてはいけないので NPO を立ち上げている状況ではありませんか。だれもやってくれないから、自分たちがやっているんですよ。

NPO の平均賃金は年間 180 万円前後と言われていています。180 万円では子どもは育てられません。鳥取県の話聞いていて、本当に同じようなことがどの県でも行われればいいなと思います。同時に、私たち NPO があきらめず提言をしていくことが大切だと思います。やはり当事者にしか問題点はわかりません。NPO は NGO と同じくアドボカシーの役割が大きく、当事者にかわって提言をしていく、話をしていく、コミュニケーションしていくというスキルを提供していきます。そして同時に、もっともっと私たち NPO は自信を持って、自分たちのよさを売り込みにいってもいいのではないかと感じました。

では NPO はどうやって燃え尽きないで、志を持ちながら、この必要な事業を継続していけばよいのでしょうか。企業の協力を得たり、私たちが持っているスキルを事業化することも必要になります。スキルというのは、次の世代が加害者や被害者にならないようにというような非暴力の思想です。営利は目的ではないけれども、それを事業にしてプロフィットを生んで、それを還元していくことが大切だと思っています。

坂東真理子（昭和女子大学女性文化研究所長）

先ほど田上さんは、税金を使っていい仕事をするためには法人格が必要だとおっしゃっていました。最初のステップとして、その方法はとても有効だったと思います。今度は、ぜひ儲かっている企業のお金を使って、社会のためになることを考えて欲しいと思います。

檀本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

いまのご意見に反論ですが、それだったら行政は要らないですよ。それができるようにするのが行政の役割だと思います。そこをうまくマネジメントするというのが鳥取副知事のおっしゃられたことだと思います。企業を巻き込んでいくのは当然ですが、企業に働きかけるのは NPO 自身ではなく、行政だと思います。表彰でもよいですし、行政自らが企業に働きかけ、NPO と企業が連携協力できる環境を整えることが、行政と NPO の一つのパートナーシップだと思います。

また、先ほどお話にてた、アジア女性基金の「『援助者育成のためのワークショップ』アンケート調査分析報告書」ですが、このアンケートの内容は、現場の支援者だから答えられることです。現場の声をまとめた、こうした貴重な情報を無料で全国に配布することができるのは税金で運営されているからです。行政とのパートナーシップだからこそ、NPO に対して委託なりのお金が行くのですから、互いの協働のためにも税金も使う必要があると思います。

坂東眞理子（昭和女子大学女性文化研究所長）

まさに言いたかったのはそこです。行政の役割は、民間あるいはいろいろなプレーヤーの人たちがその能力をきちんと発揮できるような舞台装置を整えとか、サポートするとか、コーディネートすることであって、民間の人と全く同じ場に立って競うということではないと思います。NPO がもっと力を発揮しやすいような環境づくりをするという能力が、これからの行政に求められます。補助金を配り、出先機関に権限をもって許認可を出すかどうか決定させる時代では、もう完全になくなっていますね。

そういう点で、行政は大きく変わり始めています。その先進的な試みの場が、この配偶者暴力の分野だと思います。それを認識した上で田上さんに期待したのは、企業にこういう社会的な役割を果たすことが、企業のイメージアップにつながるんだということを分かってもらうように働きかけて欲しいということです。企業も社会市民の1人として、社会を維持していく上でその存在が非常に重要であり、税金だけではない別の形で社会に貢献できるということを説得する必要がある。田上さんには、新しい市民社会をつくるインパクト・オーガナイザー（影響を与える組織）になってほしいとエールを送らせていただきました。

平井伸治（鳥取県副知事）

いまの論点を、私どもの実践例から得た考え方で述べさせていただきたいと思います。

一番大切なことは、現場主義ということだと思います。私たちがいくら会議室で話し合っても本当はしょうがないのです。一番大切なことは、まずやってみる。やってみるといろいろな問題点が出てきます。問題点が出てきたら、いろいろな関係機関と当事者が知恵を出し合って解決法を考えるなかで初めて施策というものは前に向かって進んでいくわけです。行動を起こす前に分析をして、そこで立ちどまってしまうことを「分析麻痺症候群」といいます。資金がない、人もいない、トラブルに対する法律的知識もないと全部立ちどまってしまったら、ひとつも前に進みません。むしろ、「とにかくわけがわからないけれども、ここに逃げてきた人がいるけえ、助けてやろうじゃないか」それで十分いいのだろうと思うのです。

櫃本先生は「自己責任」ということもおっしゃいましたが、それで割り切れない実態が、やはり現場にはあるのだろうと、私は現場を見た感じで率直にそう思います。だからこそ、私自身も知事も、何とかこの世界でやるべきことは組織一丸となってやろうと、腹をくくっているわけです。

現場主義で大切なのは、まずは実践するということです。それから、意志決定のシステムをやりかえるということです。これは地方分権ともかかわりがあります。いままでのように、国の補助金や法律の勉強をして、そのなかに書かれていないことはできないと立ち止まっている、本当に助けを必要としている人たちに何も届きません。

むしろ、実際に逃げて来られる方々をとにかく困って、加害者を遮断して、当事者に立ち直

りの準備の機会をつくって、巢立っていってもらおうということを現実にやって、そこで必要となったことやいまの制度に欠けていることを出していかないといけないのではないのでしょうか。私たちは、非営利ではこんなことまではとてもできないと思います。本当に大変なのです。シェルターの方のなかには、自分で借金をしてまでもやろうとしている人がいますが、それではやはり長続きはしません。ですから、行政も実際に現場を見に行き、話を聞き、必要なことは実行するんです。

同じことは企業にも言えると思います。企業からの支援がないと言いますが、ホリエモンをシェルターへ連れていけばいいんです。そうすれば、ここで何百万円が出すことで、一つのシェルターが年間か回る資金になると気がつくはずです。こうやって企業も、社会的な責任を果たそうと思い始めるのだと思います。

しかし残念ながら、この現場主義を実行しがたい幾つかの制約があります。加害者側が執拗に追いかけてくるので、人目につかないところでシェルターを営まなければならないという現実があります。DVの実態を世間に出しづらいというネックが、ここにあるのです。ですから私は、マスコミを巻き込んだ上手なPR活動あってもよいと思います。共通して言われるのは、例えばA子さんの場合はこういうような実態があり、それについてはこういうことなので、この点ではいまの制度ではやっていけないのだということを、世論が現実と向き合って分析できるようにしなければならないということです。

そのアドボカシーの役割を、NPOが果たしていけることを期待しています。それが恐らくは企業からの寄附を呼び込むことになり、行政のやるべき課題を明確にすることにつながるのではないかと思います。現場は非常に特殊な世界であり、その特殊性に対する理解を世間に促す必要があります。

次にNPOと行政あるいは企業とのかかわりについてですが、これはいろいろな形があっと思っています。ひとつは資金援助です。正直言って、シェルターやDVの分野は大金をかけなくてもいいのです。

鳥取県はいまものすごく予算が膨らんできましたが、運営費から一切合財入れての総額で、今年度は5,500万円、来年度は5,900万円です。これが人口62万の鳥取県でできるのに、なぜ東京や大阪でできないのかと思います。地方分権というのは、それぞれの現場に従って、本当に地域に必要な課題をみんなで話し合っ解決するための手段です。それは本来お金のあるなしということではないのです。この程度のことならば、道路やダムをつくることや、あるいは学校や病院に対するお金のかけ方を少し見直してみればできることです。

私どもはいま、職員と集団交渉をしていますが、毎年、職員にご協力をいただいて人件費を33億円カットしています。そのうちの5,000万円をDV問題の対策に振り向ければできることです。ですから、何も皆さんはいまの時代は厳しいからということだけで、縮こまる必要はありません。私の経験からは、胸を張って言っていけば世間は大幅変わってくると思っています。

人材養成も、これから大切になってくるでしょう。NPOの皆さんは、いろいろなノウハウをどんどん積んでおられます。これは行政以上のものがあります。しかし、専門的な部分は私どもが支援する必要があります。例えばNPOが研修をするために、その費用の半分を助成するなどです。来年私どもは、これを予算として計上しようということで、議会に諮ろうとしています。

す。私たちは、NPO としっかり連携したいと思っています。被害者が行政に相談に来られたとき、「じゃあ、あなた、もうだんなから逃げなさい」とは立場上ははっきり言えません。しかし NPO の皆さんだったら、「それだったら、もううちに来んさいな」と言えるからこそ、初めて DV 対策ができ上がるのだと思います。

また、被害者の精神面のケアがやはり大切ですし、警察やいろいろな機関で二次被害の問題が出ないようにすることも必要です。例えば、警察は加害者とも話をします。そして例えば同情的なことを加害者に言ってしまったりすると、これはその後の措置の上で大変に厳しい状況を生みます。「警察がおれを認めてくれたんだからいいじゃないか」となってしまう場合があるということ、行政関係者によく周知しなければいけないことに気がつき、今後取り組むべき課題だと思っています。このように、私たちはいろいろなことを走りながらやっています。ぜひ、他でも「分析麻痺症候群」に陥る前に、行動主義、現場主義でやって欲しいと思います。

有馬真喜子（アジア女性基金理事）

ありがとうございました。「『援助者育成のためのワークショップ』アンケート調査分析報告書」について、少しつけ加えさせていただきます。この報告書は、DV や虐待の被害者を支援している支援者を対象に 7 年間開催してきた研修をまとめたものです。研修に応募された方からとらせていただいたアンケートを分析し、支援者の直面している問題を分析し、今後の DV 支援には何が必要か考察した結果がこの報告書です。こうして積み上げてきたものが、今回の「DV シンポジウム」に結びついたと考えてください。

そこに載っている支援者の皆様から寄せられている悩みは、例えばご自身の「スキルが十分ではないと思う」とか、「暴力の問題や DV の問題を扱おうとすると、よけいなことをしているとされてしまい仕事を増やすなというようなことを言われる」あるいは「お金がない」「ますます厳しくなっている」「人材がない」「なかなか DV の問題に関して周りの理解を得られない」などがあります。

それで私がかかわってきた例をほんの少しだけ話させていただきますと、私は 1987 年から横浜市男女共同参画推進協会の運営に当たっております。そこは最初から総合相談を持っており、この 17 年ぐらいの経過のなかで、だんだん DV に関する相談が増えています。最初は DV という分類すらなかったのがだんだん増えてきて、当初 10% ぐらいであったのが、いまではもう半分少しを越すくらいです。横浜市 320 万の人口で、年間の相談件数が大体 6,000 件あり、7 人の相談員が相談に当たっております。とにかく私たちでできることには限りがあることが分かり、神奈川県警や市のカウンセラーや相談員、児童相談所や生活保護の担当者、あるいは職業訓練所など、現在では約 50 ヶ所とネットワークを組んでいます。

横浜市は女性たちがつくったシェルターの先進の場所で、「ミカエラ」「みずら」「サーラー」という非常に歴史の長いシェルターを持っており、これらシェルターともネットワークを組んで助け合っています。そうした組織それぞれが持っている専門性を出し合いながら、一人ひとりの支援に努力をしています。しかしやはり、財政的に厳しい状況にあることは事実です。

そのなかで企業との連携も始めています。マイクロソフトのパソコン技術指導では企業からお金をいただいております。いま企業のコンプライアンスのなかによくみられるものが「私たちは環境に配慮した企業です」というものです。ところが「人権に配慮した企業です」とい

う企業は非常に少ないんですね。女性への偏見の問題や DV の問題は、すぐれた人権の分野ですので、企業の社会的責任のなかに人権への配慮が含まれていけば、行政、NPO、企業の支援というところが、もう少し広がるのではないかと考えています。

檀本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

少し誤解があったのかもしれませんが、私は「自己責任」を容認しているではありません。ただ、世間の流れは「自己責任」に向かっている現実があるということです。

ノーマライゼーションという言葉がありますが、これは、エスカレーターをつけるなどして、気の毒な人たちを少しでも動けるようにするというのではなくて、障害をもった人たちが発信していることを受けとめて、もっといい町をつくるということだと私は思っています。これまでの行政施策や専門家施策は、かわいそうな人に何かを「してあげる」というのが考えの基本でした。それがいまは、ノーマライゼーションとかヘルスプロモーションという考え方が定着してきました。

ここで、NPO が重要になるわけです。なぜ NPO が必要なのかというと、私たちの町だからです。この町をよくしたいから当事者や NPO が一生懸命かかわってきたのですが、自分の力だけでは頑張り続けられるはずがありません。自分だけではどうしようもなくなったとき、国や都道府県や行政の力が欲しいと思いはじめます。行政は、まずこのかわいそうな人たちに何かを「してあげる」という発想ではなく、彼らの声を聞いてまちづくりに反映するという発想になれば、これがまさにノーマライゼーションで、本来の地方分権のなかの行政になるんだと思います。自分たちの町を自分たちでつくっていくわけです。

DV の問題も、被害者や加害者の声を聞けば、なぜそういう状況が起きたのかが分かります。DV 問題は、決して被害者と加害者だけの問題ではありません。当事者の問題を受け止めて、社会に発信していく人が必要です。それを担う支援者、そして、NPO が求められています。当事者から何を得て、何を共有するのか、そして、それをいかに言葉にして発信していくのか。そのところが大事なんですね。いまの日本の弱い部分は、支援者が問題を抱え込んでしまって、外に向かって発信していないということです。「事件は現場で起きている」。いかに、当事者の声を形にしていくかがポイントだろうと思います。そのためには、まず、当事者の声をよく聴くことが大切です。

支援者の皆さんのようなメッセンジャーもいます。NPO が被害当事者の声を発信し、行政がそれを大事にすることを期待します。住民からの情報、当事者からの情報を専門家や企業や行政に伝えるのが NPO の一番の大きな役割なんだと、周りの人たちが認識するようになれば、非常にいい環境になるだろうと思います。

いま「住民主役のまちづくり」が、行政の流れになってきましたが、行政は、なぜ支援者や NPO が当事者を支援しているのかをよく考えることが大切です。当事者を支援しながら、街や地域、世の中を変えていくために NPO があるのだろうと私は思っています。

田上時子（NPO 法人「女性と子どものエンパワメント関西」理事長）

行政はお金の使い方を知らないですね。お金がないわけではないです。鳥取県のように 5,500

万円でその活動ができるということ、「鳥取でやれたんやから、あんたらもやれるんや」ということを、ぜひ NPO の私たちではなくて、行政や、知事から、日本全国の関係者に言っていただきたいと思います。

それからライブドアがお話に出ましたが、まず NPO には時間と暇がないですね。とても忙しい。私の携帯は 24 時間ほとんど鳴りっぱなしです。私の仕事は 9 時 5 時で終わりません。DV がいつ起こるかということ 5 時以降です。行政の人が帰ってから忙しくなります。時間があって、堀江さんに 1 日会って DV にお金をくれるという確約があるならば行きます。でも、小泉さんなどは郵政民営化には関心があるけど、少子化には全く関心がないじゃないですか。ひどいでしょう。

問題は簡単ではなく、かなり政治的だと思います。企業がみんな DV に関心を持って支援をしてくれるとは限りません。私たちの優先順位は“活動”なんです。3 人に 1 人が暴力を受けて、その 20 人に 1 人は病院に担ぎ込まれるような状況ではだれかが動かないと済まないのです。鳥取ができるのだから大阪や兵庫にやれないわけがない。行政職員の皆さん、ぜひトップに伝えてください。

檀本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

お金の使い方ですが、日本での医療費は 30 兆円で、その内公費負担は 8 兆円程度です。欧米へ行けば大病院の診察を受けるのに 3 週間～3 カ月待たないといけないのが、日本では 3 時間待ち 3 分診療ということですから、世界が日本の医療に注目しています。8 兆円の持ち出しでこのシステムができていうのに、先進諸国のなかで公費の持ち出しが最低レベルにもかかわらず、日本は医療費を下げると言っているのです。

ところが公共投資には 50 兆円という世界の先進諸国を足したぐらいの金額を投入しています。地方にお金の使い方がゆだねられてきたときに、皆さんの生の声がないと結局使い道が同じことになってしまいます。だからこそ、皆さんの役割は大きいということです。



会場との意見交換

愛媛県新居浜市

新居浜市も台風災害がひどく財源難になっているので、平成 17 年度に向けていろいろと削減を行っています。しかし、DV の問題については、昨年の 4 月から、DV 被害者の緊急避難の要綱をつくり避難時の交通費と宿泊費を公費で出すようにしています。これは県内では画期的なものです。財源難で少しカットになった部分は「国際ソロプチミスト新居浜みなみ」という民間の NPO が女性のための支援ということで、毎年補助してくださっているので、その費用を有効に活用して DV の被害者相談に当たっています。

また、DV 連絡協議会を立ち上げ、警察や職業安定所など、あらゆる機関を組み込んで活動しています。住民票を移動しなくてもさっと学校を転校できるようにしたり、ハローワークでは、別室でトップの人が職業紹介をしてくれるような状況をつくっています。

新居浜市は 12 万人規模で、NPO 法人ができるような大きな都市でもありませんが、役所でするだけ対応しています。勤務時間外に相談員が走り回っているし、私自身も裁判所に保護命令が出たときにサポーターとして一緒についていたりもします。小さい都市ですが、何とかしようという気持ちでできるだけのことをやっています。

行政としてどんどん新しいことをやっていきたいけれども予算の範囲がありますので、できないところは、NPO に呼びかけて活動しているところもあることをお知らせしました。

Re ; 婚(りこん)かうんせらびー

離婚という夫婦の問題をお聞きしていると、DV の問題が必ず出てきます。「暴力をずっと我慢し続けてきたけれど、離婚したい場合にどこへ行けばいいのか分からない」、「暴力が怖くて、別れたいけれど別れられない」、暴力がおさまると今度は「別れたくない」と言い出す方などもおられます。私たちは、離婚をお勧めするのではなく、どうしたらいいのか分からないという方の道案内、離婚のナビゲーションをしています。

本当に困られている方に私どもの存在を知っていただきたいので、「家族相談 119」というホームページをご覧ください。

ファースト・ステップ

ファースト・ステップは、インターネットを通じて DV の被害者の支援活動をしている被害当事者のグループです。私自身が当事者で、もう家を出て 3 年半を越します。

私は、40 歳を越えて、幼稚園の子どもを連れて家を出ました。子どもは荒れましたし、荒れる子どもに辟易してしまっただけの経験をもっています。児童相談所へ行っても、お母さんの不安定さの影響を受けているだとか、子どもの持っている個性だとか、そういうことしか言ってくれませんでした。でも、本当は違うんですね。子どもは暴力的な環境から逃れ、安心と安全を確保したことでやっと感情を爆発することができたのです。つまり、一時的に荒れるのは回復の過程だったということです。初めからそう言ってもらえたら私も我慢ができたのですが、何か

私のせいで、私が家を出てきたために子どもが荒れていると思い込んでしまったので、母親としてとても辛い思いをしました。先ほど、環境の問題であれば企業が社会貢献しやすいという話がでましたが、子どもにとって DV の存在する環境に育つということは、まさに重大な環境問題です。次の社会を担う人間が、暴力を見て育つことが子どもにどれだけ悪影響を及ぼすかを考えれば、人権以前に環境の問題として取り上げて欲しいと思います。

いま、DV の被害を受けた女性たちは、わずかな期間シェルターで保護してもらったり、数カ月の家賃をもらったりして自立自立と言われていますが、私自身の経験をお話すると、「まず回復させて欲しい」というのが切実な願いです。私は幸いにもいい弁護士にめぐりあい、夫から婚姻費用分担金を勝ち取ったのでこういう場に来ることもできますが、普通、加害者からは取れて 500 万円だと言われます。500 万円もらって、子どもを抱えて何年もつか分からない。生活保護もありますがなかなか出してくれません。

一昨年、田上さんの講座に通っていたころは、起きていられない状態でした。夜眠れないから、昼間起きていられないのはみんな一緒です。そんな状態のなかで子どもを抱え「働け、働け」「自立せい」と言われる。NPO の平均賃金が 180 万円というお話がありましたが、母子家庭はそんなにももらえません。DV 被害者が回復したくても、その期間だれがどうやって面倒を見てくれるのでしょうか。私が私の権利を実現することは、社会に対して「DV はこんなにいけないことなんだ」と発信していくことです。そして、生活保護とは別枠で、被害を受けた当事者を支えるシステムがあってもいいのではないかと考えています。ファースト・ステップは当事者としてできるだけ主張をしていきますので、どうぞ聞いてください。

田上時子（NPO 法人「女性と子どものエンパワメント関西」理事長）

日本は貧しいなと思うのは、回復のためのサポートです。例えばカナダでは、子どもがいる人で、DV を受けた女性が生活再建するには、心の回復だけでも最低 3 カ月かかると言われています。その 3 カ月の生活費を国が面倒をみてくれます。

お母さんには 2 つのタイプがあります。生活でいっぱいいっぱい、子育てどころではないという人。そして、もう一つは、ご自分の問題になかなか向き合えず子どものことだけにかまってしまうケースです。どちらもバランスが悪いといえますし、心の回復のためのサポートが必要です。

カナダでは子どもだけのシェルターがあり、母親は母親の心の回復をし、子どもは子どもで別にするという選択肢があります。そういう意味でも、本当に鳥取県はすごくいいな、よそもまねてほしいなと思うし、カナダでできることが日本でできないということもありません。

檀本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

これからは、我々の方から行政や公的な機関に、「自立していくために、支援がなされるべきだ」と主張していかないといけませんね。我々が、自分たちの力を引き出すために当然の主張をしているのだと言っていかなければ、行政の「してあげる」という姿勢は変わらないと思います。ぜひ声を大にして発信してください。

平井伸治（鳥取県副知事）

ファースト・ステップのお話を聞いてしみじみ思うのは、DVの被害から回復するということの難しさを、もっともっと共有しなければならない、認識しなければならないということです。

本来愛情を持って結びつけられた夫と妻があり、そして子どもがあり、さらにその周辺を取り巻く二次的家族があるはずが、何らかの理由でそういう家族というものを断ち切る必要があるというときに、人というのは必ず葛藤を持つわけです。その苦しさ、その大変さに対する視点をもっと持って我々は枠組みをつくるべきではないかと思えます。

私どもはシェルターの方々からご提案を受けて、幾つかやっていることがあります。例えば、2週間の一時保護期間の後、3カ月ぐらいは回復に費やすテイクオフ期間が必要だろうということで、その間の家賃や居場所をきちんと確保したり、自立に向けたステップハウスを民間に委託して運営しています。ただ、それだけではだめだと思えます。

子どもたちは、両親の大変な葛藤の現場を目の当たりにしたり、離別を経験したりします。精神状態が不安定になるのも容易に想像できます。そうした子どもたちの問題に対処するには、児童相談所と連携をとる必要があります。さらに鳥取県では、健康福祉センターのなかに「心と女性の相談室」というのをつくりました。そこに専門家を配置して、カウンセラーが中心となって心のケアをしたり、場合によっては精神保健センターの医者などにつながりもあります。

どんな自治体にもいろいろなサポートは当然あるのだろうと思えます。ただ、その資源がどれほど自分に活用できるかが分かりづらいのではないのでしょうか。鳥取県の場合は熱心なシェルターがあり、また行政もそういう人たちにかかわっていますから、お互いにあそこに行けばこういうサービスがあるということが見えるようになりました。「あそこのだれさんに相談してみたらいいよ」と名前が出てきますが、これが本当に大きな財産になっているんだと思います。県によってはまだこういったネットワークが形成されておらず、それぞれのサポート主体が孤立してしまい被害者が自分で探し回らないといけない状況があると聞きます。ネットワークは、とても大きな力になります。今日参加されている方々が、この機会に話し合いの場を持ったり、少なくともお互いの名前や感性をわかり合って帰って欲しいと思えます。

くろーばー

私どもは大阪にある外国人の女性のための相談機関です。DV被害者への支援や、DV被害者の支援をできる通訳者の養成の授業などをしております。

特に平井副知事にお願ひがあります。鳥取県の基本計画を見させていただいて、すごくいいことも書いてあるのですが、実はがっかりしたところもあります。外国人への支援のところ、「外国語のチラシの配布と外国語ボランティアの養成」と書かれていました。日常的に外国人被害者の支援にかかわっている私たちの立場からいいますと、いま現場で問題になっていることは、二次被害とお金の確保、特に通訳料です。それから、いろいろな社会資源の利用を在留資格を問わずにできるようになることが、被害者支援のなかでよく出てくる問題です。

通訳の確保に関しては、いろいろなところで公的機関の方も苦労されていると思いますが、通訳ができる方が必ずしもこういう対人援助的な場面に適切な通訳ができるかというと、そうではありません。DV被害者の支援の場面できちんとした通訳をしていくためには、専門的なトレーニングも必要ですし、通訳者にもかなり負担がかかる業務です。聞いていて楽しい話では

ありませんから、通訳者もバーンアウトしやすくなってきます。緊急性も専門性も高い通訳ですから、きちんと適切な通訳者つける制度をつくろうと思えば、ボランティアではなかなか対応できないし、ボランティアでは二次被害も出てきているように思います。

3年後、次の改正のときには何とか全国レベルで、きちんとした通訳者の配置ができるようなシステムにならないかと思っています。先進県と言われている鳥取県で外国ボランティアと計画に書かれてしまうと、それがモデルとなり全国に広がってしまったときがすごく怖いと思っています。その点に関しては、現場の声を十分に聞かれていなかったのかもしれないですし、片山知事のご発言のなかで、「被害者の皆さんも支援者の皆さんも選挙権があるのだから、補助金がなくなっても地域から借りていけるのではないか」ともあり、外国人の被害者という部分が視野に入っていないなと思ったことがありました。

坂東真理子（昭和女子大学女性文化研究所長）

今日は、いろいろ有益なお話を聞かせていただいて、私自身、大変参考になりました。このDVの問題は、日本のNPO、NGO、社会が行政を変え、社会が法律をつくらせた、一つのものすごく壮大な実験だと思っています。日本でこのこれまでの法律は、例えば差別撤廃条約があるから政府はこれを批准するためにこういう法律が必要で...という流れが非常に多かったのです。国の動きよりもNPOや民間のシェルターの方たち、そしていろいろな立場の議員さんの努力でここまで世の中を変えてきました。

もちろんまだ十分ではありません。今後も、もっとこうしたらいいのにといいことが続いていくのですが、いま世の中が、社会のあり方が変わっていく大きな節目のときにあります。本当に変わり始めているのです。そのときに自分たちの思いや考えをしっかりと発信していくことが大切です。言葉だけではなく、行動してください。手ごたえがなくて嫌になってしまうことが多いかもしれませんが、ぜひへこたれないで、めげないで主張し続けてください。そうした努力が、必ず社会を変えたいと思います。

メンズサポートルーム

加害者をどうするかという話がずっと出ていました。そしてもう一つ、当事者を大事にして、当事者から聞こうという話も出ていました。僕らがやっているのも当事者に聞こうという姿勢で、その当事者というのは被害者ではなくて加害者のことです。

加害体験を持つ男性が集まって、いろいろな話をするのですが、そのなかで本人がだんだん気づいていくことが非常によくあります。今後、加害者対策をどうするかということを考えるときには、ぜひとも加害体験を持つ当事者に話を聞いていただきたいと思いました。

特別養護老人ホーム

私は高齢者の方と接する機会が多いのですが、高齢者のいる家庭のなかでのDVも非常に深刻で、よく相談を受けます。メンズサポートルームや、大阪YWCAの加害者プログラムにも参加したりかかわったりもしています。私は男性ですので、男性の問題をどうするのかということに取り組んでいます。いま特養で非行犯罪に走った少年を受け入れて、おじいちゃんおばあちゃんにかかわってもらうこともし始めているところです。加害者問題を含め、本当にこれからだと思っています。

有馬さんにご質問があります。アジア女性基金が2年後に解散するという発表があったと聞いていますが、女性基金はDVやその他のいろいろな事業もされていて、非常にすばらしい調査研究やレポートを出されているのを知っております。これまでの10年の蓄積が非常に豊かにありますので、2年後に解散されたとしてもこの問題の深刻さを考えますと、今後どうされるのをお聞きできると嬉しいです。よろしくをお願いします。

クローバー



私は、当事者同士で支え合うクローバーという自助グループを地元の北摂地区でやっています。裁判所や行政への付き添い事業、個別の相談を受けたり、不動産屋へ一緒に行ったりするなかで感じるの、当事者のみなさんは、ある程度ゆっくりさせてもらえる場所や、一緒になってやってもらえる人がいれば、必ず元気になっていくし社会に復帰できるということです。

私自身、裁判をしながら、働きながら、荒れる子どもに向き合いながら、ここまで来ました。そんななかで、DVを経験された方々の話を聞き、かすかな希望が見えてきました。ですから、私自身が経験してきたことを話すだけでも当事者の支えになれるのではないかと思い、母子家庭なのですが、仕事をしながら無償でやっています。本当にバーンアウトすれすれです。ですから、もしも何かしら対価があればもっと有効に活動できるのではないかと思います。例えば電話代。そんなわずかなことでもいいのです。個人でやり始め、いまようやくスタッフを持てるようになり、今日のお話を聞いて初めて、企業や行政と協力するしかないかなと思いました。

ファースト・ステップ

全国シェルターシンポジウムに行ったときに、鳥取県の基本計画のなかにも当事者のピアカウンセリングの項目が入ると聞いて、すごく期待しました。政府の基本方針のなかに盛り込まれれば、嫌でも各地の行政はピアカウンセリングをやらなければいけなくなるのではないかと思います。どうぞ皆さん当事者のかわりに声を上げてください。当事者は当事者でいるだけで大変なので、サポートしてくださる皆さんの声が頼りです。よろしくをお願いします。

匿名

初歩的な質問で申しわけないのですが、私自身、言葉の暴力を8割、身体的な暴力を2割受けてきました。夫にわかってもらおうと思って話し合ったところ、自分が生まれ育った土地の言葉遣いだという答えしか返ってきませんでした。加害者に言葉の暴力もDVであるということを知ってもらうにはどうしたらいいのでしょうか。